

新宮町障がい者活躍推進計画

| | |
|-----------------------------|--|
| 機関名 | 新宮町役場（町長部局） |
| 任命権者 | 新宮町長 |
| 計画期間 | 令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間） |
| 新宮町における障がい者雇用に関する課題 | 新宮町（町長部局）においては、令和5年3月1日現在、法定雇用率を満たしているが、障がいのある職員の活躍のためには、法定雇用率以上の障がい者雇用を継続するとともに、更なる体制整備や各種取組が必要である。 |
| 目標 | |
| ①採用に関する目標 | 当該年6月1日時点の法定雇用率以上 |
| ②定着に関する目標 | 不本意な離職を極力生じさせない |
| 取組内容 | |
| 1. 障がい者の活躍を推進する体制整備 | <ul style="list-style-type: none"> ◆障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。 ◆障がいのある職員の相談窓口として総務課人事担当職員を選任し、選任された者は、福岡労働局が主催する障害者職業生活相談員講習を受講する。 |
| 2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | ◆身体障害等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、必要に応じて労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 |
| 3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | <ul style="list-style-type: none"> ◆相談窓口への相談のほか、人事評価等における面談の際、障がいのある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ◆募集・採用に当たっては、特定の障がいや程度に限定せず、多くの障がいのある人が応募できるよう配慮する。 |
| 4. その他 | 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 |